

国立大学法人電気通信大学蔵書点検要項

平成27年 7月29日

改正

平成28年 3月23日

平成28年12月27日

平成31年 3月18日

平成31年 3月28日

令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学図書管理細則第11条の規定に基づき、電気通信大学附属図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料（以下「資料」という。）の蔵書点検（以下「点検」という。）に必要な事項等を定める。

(点検の時期及び対象)

第2条 点検は、別表に定める時期の区分毎に、当該区分に対応する組織を備付け場所とする資料を対象として行う。

2 前項に規定する定期的な点検のほか、必要に応じて随時点検を行うものとする。

(点検の方法)

第3条 点検は、原則として、次の各号に掲げる方法で行うものとする。

(1) 図書館備付けの資料については、図書館職員が、目録データベース上の所在情報と現物の所在とを照合することにより行う。

(2) 前号以外の資料については、当該資料の主たる使用者が、蔵書リストと現物の所在とを照合することにより行う。

(点検の結果報告等)

第4条 点検の結果は、使用責任者が取りまとめ、蔵書点検報告書（別紙様式）を作成し、図書管理責任者へ報告するものとする。

2 図書管理責任者は、点検の結果、現物の所在が確認できなかった資料について、目録データベースに記録するものとする。

3 現物の所在が確認できなかった資料については、継続的な探索を行うものとする。

(不用決定)

第5条 第4条第2項で記録した資料のうち、当該組織の次回点検時においてなお所在が確認できなかったものは、亡失したものとして電気通信大学附属図書館図書の不用決定基準により、不用決定を申請するものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、点検の実施に関し必要な事項は、図書管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の際、現にあるこの要項による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要項による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要項の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第2条関係)

時期	組織
1年次	図書館
2年次	図書館
3年次	情報学専攻、情報・ネットワーク工学専攻
4年次	機械知能システム学専攻、基盤理工学専攻、共同サステナビリティ研究専攻、先端工学基礎課程
5年次	共通教育部、連携教育部、各センター等及び前掲の組織以外の国立大学法人電気通信大学組織規則第3章に規定する教育研究組織

※点検の時期は年度を単位として順次行い、5年次の翌年度は、1年次に戻る。

別紙様式（第4条関係）

蔵書点検報告書

（元号） 年 月 日

図書管理責任者 殿

使用責任者 _____

蔵書点検結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 点検期間 （元号） 年 月 日 ～ （元号） 年 月 日

2. 点検場所

3. 点検した資料点数

_____点

4. 不明資料点数

_____点

5. その他